

○島田市子ども・子育て会議条例

平成25年7月16日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策その他関連する施策に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 委員長は、子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第45号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第36号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月31日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(島田市青少年問題協議会条例の廃止)

2 島田市青少年問題協議会条例（平成17年島田市条例第158号）は、廃止する。